

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成26年度 諮問受理第122号	平成26年11月21日 付け大市民第615号	平成26年9月11日	市民の声No. 1410-20057-001-01 (H26. 9/9) 1410-20058-001-01 (H26. 9/9) 1410-20059-001-01 (H26. 9/9) (客観性とは、「個人情報」欠如の成立不可)	3点共、全文 ※弁護士は関係先機関では無い!	自立支援医療の解釈誤り「第7 精神医療取扱要領」	市民局総務課(総務グループ)、大阪市人権啓発・相談センター	市民の声No. 1410-20057-001-01 (H26. 9/9) 1410-20058-001-01 (H26. 9/9) 1410-20059-001-01 (H26. 9/9)	平成26年10月14日 付け大市民第481号 訂正不承認	本件訂正請求に係る保有個人情報は、請求者から出された「市民の声」に対して市民局が行った回答であるが、当該回答のうち、請求者の個人情報に係る事実については誤りは認められず、また、その他の部分については「市民の声」による請求者の申出内容に対する市民局としての見解であって保有個人情報の訂正請求の対象とならないと認められるため。	平成26年10月23日	答申尊重欠く為、答申事案件「大市民第6014・6127号」不公開件の整合性求める処分の取り下げせよ。大生保生第470号「不非開示」件(H22. 2/17)行政処分を争えず、大生支第16号「不非開示」件有弁護士・職員は、個人情報の確扱う義務を負う「弁護士法・地公法」大生支第469号「ケース記録票(H20. 3/31・4/1)」は、市民局承知の元、逆説作成する「〇〇件」大市民第6121号作成するまとめ「個人情報」無い。単に共謀行為「まとめ」だが、大福祉第899号「不非開示」件合致欠く「〇〇」と「〇〇」の相違から、〇〇単独犯判明「越権」。(違法)
2	平成27年度 諮問受理第190号	平成27年10月9日 付け大福祉第2533号	平成26年3月12日	大健福第6054・1098号	「全体的に発行は、問題無いが」の部分	発行不要の見解交付多々有。 1101-12232-001-01(保護課) 1001-12776-001-01(医療対策)	福祉局保護課	平成23年3月11日付け大健福第6054号の部分開示決定通知および平成23年6月3日付け大健福第1098号の開示決定通知で示された「生活保護担当職員の発言に対する事実確認について」の2枚目・7点目の2行目「全体的には不適切ではないが」の部分	平成26年4月9日 付け大福祉第63号 訂正不承認	上記の部分については、実施機関としての見解を示しているものであり保有個人情報には該当せず、記載内容が訂正すべきものであると認められないため。	平成26年5月7日	処分の取り消しを求め、「個人」件取り扱い経違とうり、改善せよ。大健福第1098号「事実確認」(開)、平成22年2月19日「全面謝罪」(大健福第704号)を〇〇職員着席者ながら、「一部謝罪」一変した作成書面。 「大健福第1104号(開)」、大生保生第1396・1397・1398号・15・16・17号「不非開示」す。 大福祉第1529・1530・1531号「理由説明書」(個人件主張)、大福祉第3990・3991号「不非開示」す。 大福祉第3281号「開」、大政第e-3号「開」、大福祉第3061号「開」等々は、時系列期日より、大健福第6054・1098号「作成」根拠欠如。「諮」大福祉第2359号(レセプト欠如)は、「全体的」欠如示す(大健福第4090号「開」レセプト一斉点検規定) 大福祉第4575号「開」(大福祉第3375号「不承認」条例第6～13条明示する「個人」件示す。 大健福第6054・1098号の「不承認」理由(個人情報主張)

(注) 1 (え) 欄から(か) 欄まで及び(し) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (き) 欄については、(け) 欄に記載の決定時点における担当名としている。